

地域センターコミュニティ登録団体の申請について

H28. 5. 3

四谷地域センター運営委員会

○受付時間

午前9時～午後8時（2.5.8.11月の第3日曜日及び年末年始12/29～1/3を除く）

○継続申請に必要な書類

- 1、四谷地域センター団体登録申請書
- 2、会員名簿
- 3、規約
- 4、ジャンル一覧（申請書裏面）
- 5、閲覧ファイル用登録団体紹介書

○登録団体の要件

- ・会員数が5名以上であること
- ・会員のうち新宿区内に住所を有するものが過半数であること
- ・代表者は新宿区民であること
【申請時に身分証明書（免許証等）を提示して頂き確認致しますので、必ず代表者の方がおいで下さい。
又、講師は代表者にはなれません。】
- ・規約に基づく運営及び活動を行っていること
- ・入会及び退会が自由であること
- ・次の目的での利用は出来ません
 1. 物品販売その他の営利行為
 2. 特定の宗教団体の利益の為に行う集会
 3. 特定の政治団体の利益の為に行う集会
 4. 飲食を主とする会

○ご案内、注意事項等

- ・団体名は15文字以内（スペース含）でお願いします。
- ・講師は代表者にはなれません。
- ・連絡（事務局からの郵送物含）全般は代表者の方になります。連絡が取れない場合は「代表者以外の連絡先」にご連絡します。
- ・名簿は利用する方全員の記載となります。会員が家族だけの場合は登録出来ません。（コミュニティ団体と認められない為）。なお、会員の方のみの使用となります。
※発表会等で会員以外の方が参加する場合は年1.2回程度に限り利用可。
- ・活動内容は詳しくご記入下さい（例：ダンス→モダンダンス、ジャズダンス 茶道→表 or 裏流派等）
- ・閲覧ファイル用の登録団体紹介書は閲覧希望者の便宜の為のものです。
- ・講師謝礼等、当てはまる部分は全てご記入下さい。
- ・活動内容が類似し、会員の過半数が重複する複数団体は同一団体とみなし、一団体だけの登録とさせていただきます。
- ・新宿区協働推進基金条例施行規則の規程により登録を受けたNPO法人は「登録申請結果通知書」を必ず添付して下さい。
- ・和室のA・Bを片方だけご使用の場合、後から音のある団体が入る場合がありますので気になる場合は両室の予約をお願いします。
- ・演劇又は台本の読み合わせは、「音楽利用」と同様音楽室か多目的ホールでのご使用となります。他の団体様も使用内容によってはご使用出来るお部屋が限られている場合もありますのでご確認下さい。
- ・登録後に申請書及び名簿等の変更があった場合は変更届けを提出して頂きます。
- ・申請後に、お電話にて内容をご確認させて頂くことがございます。
- ・審査が有りますので要件を満たさない団体は承認されない場合もございます。
- ・登録団体の承認が下りた団体にはハガキにて通知致します（審査は1週間程かかります）
- ・登録申請の際は必ず代表者の方にご来館頂き、住所確認をさせていただきますので免許証・保険証等をお持ち下さい。確認出来ない場合は申請書を受け取ることが出来ませんので予めご了承下さい。

<お問い合わせ>

四谷地域センター事務局（11F） ☎3351-3314